

業 務 仕 様 書

1 件名

令和6年度中国越境 EC 活用県産品販促事業

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 事業目的

世界中で高まる EC 需要を獲得するため、本県では、世界最大の EC 市場を有する中国を対象として、大手 EC サイトへの愛媛特設ページ（以下「特設ページ」という。）設置等、県産品の販売環境を整備するなど、EC を活用した県内企業の販路開拓支援を実施している。

本業務では、上記の販路開拓を推進するブースターとして、対面型イベントでの実体験に基づく魅力発信や、動画やライブ配信等による戦略的な情報発信を行い、県産品の認知向上及び下記特設ページへの消費者流入増加による、県産品の売上向上を図ることを目的とする。

【県産品を販売する中国 EC サイト】

京東（JD.com）・天猫（Tmall）・抖音（ドウイン）・WeChat（ウィチャット）
・ 豌豆公主（ワンドウ）

※2024年5月時点のものであり、今後、変更の可能性あり

4 実施業務

（1）中国国内での対面型イベント等の実施

対面型イベントの開催や展示会への出展等により、オンラインでは伝えきれない県産品の魅力発信、理解促進を図るとともに、これまで取り組んできた BtoC 向けの商品販売から BtoB への販路開拓の起点を創出する。

（2）愛媛県及び県産品の認知向上にかかるデジタルプロモーション

中国消費者を対象に、県産品の認知度向上と特設ページへの流入増加を図るデジタルプロモーションを実施し、特設ページを起点とした県産品の売上向上につなげる。

5 委託内容

（1）中国国内での対面型イベント等の実施

① 大連日本商品展覧会における EC をテーマとしたブースの運営

- ・ 大連日本商品展覧会に愛媛県が出店するブースにおいて、越境 EC で商品が購入可能な県産品を展示すること。
- ・ 試飲・試食等といった体験コンテンツを実施することで、オンラインでは伝わらない県産品の魅力を伝えること。
- ・ その他、越境 EC に誘導し、購買につなげるための提案を行うこと。
- ・ 展示商品は、愛媛県担当者や関係企業と協議のうえ、選定を行うこと。
- ・ 出展料は愛媛県が別途負担するが、それ以外の経費は、委託料に含むもの

とし、サンプル品や試飲・試食品にかかる調達費、発送費についても同様とする。

- ・ 来場者に対して中国語で商品の説明が可能な人員を1名以上配置すること。

【大連日本商品展覧会】

- ・ 概要：大連市で開催される日本商品に特化した展示会
 - ・ 日時：令和6年9月6日（金）～8日（日）
 - ・ 場所：大連世界博覧広場（大連市星海広場F区10号）
 - ・ 出展料：3,000元 / ブース
 - ・ サイズ：3m（間口） × 3m（奥行き） × 2.48m（高さ） / ブース
- ※過去実績のため、変更の可能性あり

② ①以外の展示会や対面型イベント等の企画・運営

- ・ 「3 事業目的」を踏まえ、本県が取り組む越境 EC のスキームを活用した販路開拓の効果最大化に資する展示会への出展や対面型イベントを実施すること。（実施に要する経費は、委託料の上限の範囲内とする。）
- ・ メインターゲットを明確にし、中国の特性等を反映した内容にすること。
- ・ 関係者等との調整、進行管理、運営等、事業を実施するうえで必要となる一切の業務を行うこと。

(2) 愛媛県及び県産品の認知向上にかかるデジタルプロモーション

- ・ 中国消費者に影響力のあるインフルエンサーと連携するなど、中国国内で有効とされている手法を用いたデジタルプロモーションを、中国国内主流の SNS を活用して実施すること。
- ・ 効率的にプロモーションも実施するため、重点ターゲット（例 40代、女性など）を設定するとともに、必要に応じて動画や画像の編集及びコピーライティングについても実施すること。
- ・ プロモーションは効果等を速やかに分析できるものとし、その方法や KPI 等について示すこと。
- ・ 必要に応じて（1）の事業と連携して業務を実施すること。
- ・ プロモーションにあたっては、実施内容、方法等について中国での炎上リスク等を考慮した内容とすること。
- ・ 全プロモーション終了後、下記「6 成果品」の内容としてプロモーションの実施内容、収集したデータ、結果分析及び改善点などの今後の展開等について記載し、愛媛県へ提出すること。

6 成果品

(1) 提出物

業務実績報告書（A4判）

- ・ 提出方法：電子データ一式
- ・ 提出期限：令和7年3月31日
- ・ 提出場所：愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課

7 業務実施体制

業務の実施にあたっては、愛媛県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に

行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

- (1) 受託者は、本業務委託を指揮する総括責任者を配置すること。
- (2) 総括責任者は、企画立案、実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- (3) 総括責任者は、申請等の管理や関係者との連絡調整を行うこと。
- (4) 総括責任者は、愛媛県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- (5) 総括責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- (6) 総括責任者は、経費、事業内容等、愛媛県から報告を求められた際は、速やかに対応すること。
- (7) 受託者は、やむを得ない場合を除き、総括責任者を変更しないこと。
- (8) 受託者は、契約締結後速やかに総括責任者の氏名等を愛媛県に通知すること。

8 委託料の支払いについて

- (1) 概算払
 - ・愛媛県は、本契約に基づき受託者からの請求を受けて概算払いするものとする。
 - ・概算払の時期、金額及び回数については、本契約及び本仕様書における支給決定額、振込手数料等を考慮して必要に応じて決定するものとする。
- (2) 精算
 - ・概算払いした経費については、事業報告書を基に業務終了後、遅滞なく精算するものとする。

9 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、愛媛県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 各業務上で必要となる関連施設管理者等へのアポイントメント、取材や動画等への掲載許諾など、全て受託者の責任において行うこと。
- (3) 本業務により生じる一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）を含むすべての権利は、事前に承認を得た場合を除き、全て愛媛県に帰属するものとする。
- (4) 受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (5) 業務の実施にあたっては、いずれの関係国においても第三者の知的財産権を侵害しないことを保証すること。
- (6) 業務の実施に関係する第三者の著作権、肖像権、その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
- (7) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立、第三者からの異議申立、紛争の提起を受けたときには、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- (8) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (9) 業務実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (10) 愛媛県は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

10 その他

- (1) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県が承諾した場合はこの限りでない。
- (2) 事業実施にあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。
- (3) 受託者は、事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を整備し、これを事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- (4) 事業実施にあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに愛媛県へ報告すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項、又は業務上、疑義が生じた場合は、愛媛県・受託者双方が協議の上、対応するものとする。
- (6) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。